

令和5年度看護師等誘致支援事業実施要領

令和5年4月3日

1 事業の目的

本事業は、沖縄県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）に基づき、県内離島の民間の医療機関等が県外から看護師等を確保するための経費を補助し、離島における医療提供体制の維持・確保及び充実を図ることを目的とする。

2 用語の定義

この要領において次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 看護師等 保健師、助産師、看護師及び准看護師をいう。
- (2) 医療機関等 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する病院、医科診療所、助産所、指定訪問看護事業所、介護老人保健施設、介護医療院をいう。
- (3) 離島 沖縄県の島しょ中、沖縄本島以外の島をいう。ただし、沖縄本島と埋め立て、海中道路又は架橋により連結された島しょについては沖縄本島に含める。

3 事業の内容

県内離島の民間の医療機関等が県外在住の看護師等を誘致する際、その看護師等に対し当該医療機関等で一定期間就業することを条件に、当該医療機関等を通して、就業に要する経費を就業助成金として補助する。

4 交付金額

就業助成金の金額は次のとおりとする。ただし、県の予算の範囲内とする。

複数者世帯：40万円/世帯×9割

単身世帯：20万円/世帯×9割

※1割は医療機関等が負担

5 補助対象者

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年法律第86号）第2条第2項に規定する県内離島の病院、医科診療所、助産所、指定訪問看護事業所、介護老人保健施設、介護医療院（以下「医療機関等」という。）（沖縄県内離島の民間事業者に限る。）

6 支援対象者

看護師、助産師、保健師、准看護師の資格を有する者（以下「看護師等」という。）であって、次の(1)及び(2)の要件に該当（2人以上の世帯の申請の場合は、かつ(3)の

要件にも該当)する者とする。

(1) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務場所は、沖縄県内離島に所在する民間の医療機関等であること。
- イ 看護師等として就業していること。
- ウ 医療機関等との直接雇用契約に基づき、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に雇用された者であること。
- エ 1週間の所定労働時間が30時間以上かつ1年以上の雇用契約であること。
- オ ウの直接雇用契約に定めがある場合は、当該期間が更新予定を含め1年未満で終了するものではないこと。
- カ 人事異動(転勤)、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(2) 移住等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 移住元に関する要件

沖縄県内離島に移住する直前に沖縄県外に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

- (ア) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に沖縄県内離島に移住すること。
- (イ) 沖縄県内離島に移住した日(以下「移住日」という。)から1年以上継続して当該離島に居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。
- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (ウ) その他知事が本事業の対象として不相当と認めた者でないこと。

(3) 世帯に関する要件

2人以上の世帯の申請をする場合、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 当該支援対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 当該支援対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 当該支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの期間に移住すること。
- エ 当該支援対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではないこと。

7 対象経費

県内離島の民間の医療機関等において「6 支援対象者」の(1)及び(2)に該当する者

を雇用した場合（6(3)に該当する場合は当該世帯員を含む。）、当該支援対象者（看護師等）が県外から県内離島の民間の医療機関等に就職するために要する費用を当該医療機関等が負担した経費（助成金、補助金、負担金及び交付金）

8 申請手続き

補助を希望する医療機関等は、次の書類を指定する期間内に沖縄県保健医療総務課に提出すること。

- (1) 看護師等誘致支援事業補助金交付申請書(様式1)
- (2) 所要額調書(別紙1)
- (3) 事業計画書(別紙2)
- (4) 歳入歳出予算(見込)書抄本(別紙3)
- (5) 支援対象者(看護師等)の就業証明書(別紙4)
- (6) 支援対象者(看護師等)の看護師等免許証の写し
- (7) 住民票の原本(支援対象者(看護師等)の移住元及び移住後の住所が確認できるもの、マイナンバーの記載のないもの)

※支援対象者(看護師等)が複数者世帯の場合は世帯全員分の記載があるもの

9 実績報告

補助事業者(医療機関等)は、補助事業が完了したとき又は補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和6年3月末日のいずれか早い日までに、次の書類を沖縄県保健医療総務課に提出すること。

- (1) 事業実績報告書(様式7)
- (2) 所要額精算書(別紙5)
- (3) 実績報告書(別紙6)
- (4) 実績報告書(内訳)(別紙6-2)
- (5) 歳入歳出決算(見込)書抄本(別紙7)
- (6) 支援対象者(看護師等)に就業助成金を支払ったことが分かる書類(受領書等の写し)

10 その他

(1) 補助事業者(医療機関等)は、本事業の支援対象者(看護師等)が交付に係る条件等に適合しているか確認・調査を行う。また、確認・調査の結果、次の各号のいずれかに該当した場合は、知事に報告しなければならない。

- ① 支援対象者が移住日から1年以上継続して県内離島に居住しなかったとき。
- ② 支援対象者が移住日から1年以上継続して県内離島の民間の医療機関等で看護師等として就業しなかったとき。
- ③ 沖縄県補助金等の交付に関する規則、補助金交付要綱及び本要領の規定に反し又は該当しなくなったとき。
- ④ 虚偽の内容で申請したことが判明したとき。

(2) 知事は本事業の支援対象者(看護師等)が10(1)①から④のいずれかに該当したと

き又は補助事業者（医療機関等）が10(1)の③又は④に該当したときは、補助事業者（医療機関等）に対し、本事業の全額又は一部の返還を請求する。ただし、災害、病気、介護等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。